

大阪府監査委員告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年9月29日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	松本	利明

委員意見に対する措置

（発掘調査後の埋蔵文化財の保管について）

監査対象機関名	公益財団法人大阪府文化財センター	
監査実施年月日	事務局 平成22年12月7日から同月8日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>（平成22年度委員意見）</p> <p>財団法人大阪府文化財センターは、収蔵庫の維持・管理費等を負担しながら発掘による出土物を保管しているが、保管中の出土物の中には財団が保管する必要性が乏しいと認識しているものも含まれている。出土物は大阪府が所有権を有していること、またコスト面、業務の効率性、出土物の有効活用の各面からみて、このような出土物は府に引き継ぐのが本来のあり方である。</p> <p>現在、府に引き継ぐべき出土物の区分や府との協議が十分に進められているとは言い難い状況であることから、今後、計画的にこれらの取組を進めることとされたい。</p>	<p>府と協議の上、平成23年度以降は下記の通り出土物の返還を順次行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成23年度 2,171箱 ○平成24年度 5,683箱 ○平成25年度 3,597箱 ○平成26年度 112点（大型木質遺物・府指定文化財） ○平成27年度 2,980箱 ○平成28年度 2,816箱 <p>その結果、平成23年度以降に発掘調査報告書の刊行を終えた出土物を含め、平成28年度末で残っている出土物は46,066箱となっており、今後の返還については、府と返還スケジュールを協議し、出土物の返還に関する覚書を平成29年3月23日付けで締結した。今後は、この覚書に基づき、返還を進めていく。</p>